

家きんの飼育場所を緊急消毒してください！！

- 今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザの全国的な発生リスクが高まっており、まん延防止のため家畜伝染病予防法第30条の規定により、全国一斉の緊急消毒が決まりました。
- 以下の方法で消石灰を散布してください。

◆消毒方法

鶏舎周囲及び農場外縁部の消石灰散布

(幅約1m、平方m当たり約0.5～1.0kgが散布基準とされています。)

◆緊急消毒期間

令和2年12月15日～25日

- ・強アルカリ性の消石灰散布により鳥インフルエンザウイルスを消毒
- ・消石灰が必要な場合は当所へ連絡してください。
(ホームセンター等の肥料用消石灰でも使用可能です)
- ・緊急消毒後も定期的に消毒してください。

【参考】(消毒方法等の実施) 家畜伝染病予防法第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清掃方法又はめづみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

本病が発生した場合は、家きんや卵の流通が制限を受け、また風評被害等の影響が懸念されます。

飼育している家きんを守り抜きましょう

死亡羽数が増える等の異状があれば、すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田 371-2
TEL 0773-25-1860 FAX 0773-25-1861 (24時間受付)